

二
千
七
年
の
国
際
コ
ー
ヒ
ー
協
定
の
説
明
書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	協定の設立経緯	一
2	協定締結の意義	一
3	協定の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	一
二	協定の内容	二
1	目的	二
2	定義	二
3	加盟国による一般的約束	三
4	国際コーヒー機関	三
5	消費振興及び市場動向	四
6	事業計画に係る機関の活動	四
7	コーヒーに関する民間部門	四
8	統計上の情報、研究及び調査	五
9	一般規定	五
10	協議、紛争及び苦情	五
11	最終規定	五
12	附属書	六
13	国際コーヒー理事会決議第四百三十六号	六

三	二千一年の協定との主要相違点	六
1	コーヒー生産者への支援の奨励及び促進	六
2	組織及び意思決定手続の簡素化並びに理事会の議決方法の変更	六
四	協定の実施のための国内措置	六
(参 考)		七

一 概説

1 協定の設立経緯

世界のコーヒーの価格の安定及びコーヒーの供給と需要との間の均衡を図ることを目的として、昭和三十七年（千九百六十二年）に千九百六十二年の国際コーヒー協定が作成され、その後、千九百六十八年の国際コーヒー協定、千九百七十六年の国際コーヒー協定、千九百八十三年の国際コーヒー協定、千九百九十四年の国際コーヒー協定及び二千一年の国際コーヒー協定（以下「二千一年の協定」という。）に順次引き継がれてきた。二千一年の協定は、平成十九年（二千七年）九月三十日にその有効期間が終了することとなっていたため、その有効期間の終了が近づくに伴い、これに代わる新たな国際コーヒー協定を作成するため、平成十八年（二千六年）九月から平成十九年（二千七年）九月まで新たな協定の交渉会議が開催され、平成十九年（二千七年）九月二十八日に第九十回国際コーヒー理事会において二千七年の国際コーヒー協定（以下「この協定」という。）が採択された。

2 協定締結の意義

この協定は、有効期間が延長された二千一年の協定に代わり、国際コーヒー機関の組織、コーヒーに関する情報の交換、研究及び調査を通じた国際協力等について定めるものである。我が国がこの協定を締結することは、コーヒーの安定的輸入の確保に資すること、開発途上にあるコーヒー生産国の経済発展に協力すること等の見地から有意義であると認められる。

3 協定の締結により我が国が負うこととなる義務

この協定の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 国際コーヒー機関の運営予算に係る分担金を支払うこと。
- (2) コーヒーに関する所要の情報を提供すること。
- (3) コーヒーの取引及び消費の増大に対する障害を可能な限り除去するための方法及び手段を追求すること。
- (4) 他の産物をコーヒーに混合し、又はコーヒーとともに加工し、若しくは使用することを要求する規則を維持しないこと。

4 早期国会承認が求められる理由

我が国は、平成二十一年（二千九年）九月三十日を限りに、有効期間が延長された二千一年の協定への参加を終止した。しかし、

近年、ロシア、中国、韓国等の新興国のコーヒーの消費の拡大により国際コーヒー市場の需給が逼迫^{ひゅう}してきているほか、平成二十二年（二十十年）以降、過去十年なかったほどの著しいコーヒーの国際価格の乱高下が見られる。この協定は、平成二十三年（二十一年）二月二日に効力を生じており、我が国として、こうした近年の国際コーヒー市場における状況の変化を踏まえ、コーヒーの安定的輸入の確保に取り組むとの観点から、この協定を早期に締結することが望ましい。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文五十一箇条、末文、一の附属書及び国際コーヒー理事会決議第四百三十六号から成り、その概要は、次のとおりである。

1 目的（第一章）

この協定は、コーヒーに関する問題について国際協力を促進すること、コーヒーに関する問題について政府間で協議し、及び民間部門と協議する場を提供すること、持続可能なコーヒー産業を発展させるよう加盟国を奨励すること、供給と需要との間の均衡を保ち、かつ、消費者及び生産者の双方にとって公正な価格をもたらす国際市場の構造上の状況並びに生産及び消費の長期的な傾向に関する理解を求める協議のための場を提供すること、コーヒーの国際貿易の拡大を促進し、当該国際貿易の透明性を高め、及び貿易障害の撤廃を促進すること、コーヒーに関する経済的、技術的及び科学的な情報、統計及び研究成果並びにコーヒーに関する研究及び開発の結果を収集し、配布し、及び公表すること、コーヒーの消費及び市場の発展を促進すること、加盟国及び世界のコーヒー経済の利益となる事業計画を作成し、及び評価し、並びに当該事業計画のための資金を調達すること、消費者の満足を高め、及び生産者の利益を増進するためコーヒーの品質を向上させること、コーヒー産業における食品の安全に関する適当な手続を作成するよう加盟国を奨励すること、加盟国へのコーヒーに関する技術移転を奨励するための研修事業及び情報提供事業を促進すること、小規模な農業者等の能力を強化する戦略であって貧困の軽減に貢献し得るものを策定し、及び実施するよう加盟国を奨励すること、コーヒーの生産者を援助し得る金融上の手段及び役務に関する情報の提供を促進すること等を目的とする（第一条）。

2 定義（第二章）

この協定上の用語（「コーヒー」、「コーヒー年度」、「寄託者」等）について定義している。また、寄託者に係る国際コーヒー

理事会の決定がこの協定の不可分の一部を成すことを規定している。(第二条)

3 加盟国による一般的約束(第三章)

加盟国による一般的約束として、加盟国はこの協定に基づく義務の履行を可能とするために必要な措置をとること、加盟輸出国は原産地証明書が適切に発行され、及び使用されることを確保する責任を負うこと、加盟輸入国は再輸出に関する定期的かつ正確な情報を提供すること等を規定している(第三条)。

4 国際コーヒー機関(第五章から第八章まで)

(1) 千九百六十二年の国際コーヒー協定に基づいて設立された国際コーヒー機関(以下「機関」という。)は、この協定を運用し、かつ、この協定の実施を監視するため、存続する。機関の最高機関は、国際コーヒー理事会(以下「理事会」という。)とする。(第六条)

(2) 機関は、法人格を有する。機関は、特に、契約を締結し、動産及び不動産を取得し、及び処分し、並びに訴えを提起する能力を有する。(第七条)

(3) 理事会は、機関の全ての加盟国で構成する。この協定によって明示的に与えられる全ての権限は、理事会に属する。(第八条及び第九条)

(4) 理事会は、全ての決定及び勧告をコンセンサス方式によって行うよう努める。理事会は、コンセンサスに達することができない場合には、出席し、かつ、投票する加盟輸出国の投ずる票の七十パーセント以上及び出席し、かつ、投票する加盟輸入国の投ずる票の七十パーセント以上(それぞれ別個に計算する。)の多数票による議決で、決定及び勧告を行う。(第十四条)

(5) 事務局長は、機関の首席の管理職員であるものとし、この協定の運用に関して自己に属する任務の遂行について責任を負う(第十七条)。

(6) 財政及び運営に関する委員会を設置する。同委員会は、承認のため理事会に提出される運営予算の作成の監督その他理事会が委任する任務の遂行について責任を負う。(第十八条)

(7) この協定の運用に要する費用は、加盟国の年次分担金等をもって支弁する。各会計年度の機関の運営予算に係る各加盟国の分担

金の額は、理事会が決定する。運営予算に係る分担金の支払の義務は、当該会計年度の初日に生ずる。(第十九条から第二十一条まで)

5 消費振興及び市場動向(第九章)

- (1) 加盟国は、コーヒーの消費の増大を妨げるおそれのある障害の除去のための措置をとるよう努力する(第二十四条)。
- (2) 消費振興及び市場動向に関する活動は、コーヒーの生産及び消費に関連する知識普及活動、研究、能力の開発及び調査を含むことができる。また、消費振興及び市場動向に関する委員会を設置する。(第二十五条)
- (3) 加盟国は、開発途上国が特に工業化及び製品の輸出によって自国の経済基盤を拡大することを必要としていることを認識する。この関連において、加盟国は、他の加盟国のコーヒー産業を崩壊させるおそれのある措置をとることを避けるべきである。(第二十六条)

- (4) 加盟国は、他の産物をコーヒーに混合し、又はコーヒーとともに加工し、若しくは使用することを要求するいかなる規則も維持してはならない(第二十七条)。

6 事業計画に係る機関の活動(第十章)

加盟国及び事務局長は、この協定の目的の達成に寄与し、及び理事会が承認する戦略的な行動計画において特定される活動の優先分野に寄与する事業計画に関する提案を提出することができる。また、事業計画に関する委員会を設置する。(第二十八条)

7 コーヒーに関する民間部門(第十一章)

- (1) 輸出国及び輸入国の民間部門の代表それぞれ八人で構成する民間部門諮問委員会は、諮問機関として、理事会が諮問する事項について勧告することができる(第二十九条)。

- (2) 理事会は、加盟輸出国、加盟輸入国、民間部門の代表その他関心を有する参加者で構成する世界コーヒー会議を適当な間隔で開催するための措置をとる(第三十条)。

- (3) 理事会は、コーヒー生産地域における中小規模の生産者及び地域社会のニーズに特に重点を置いてコーヒー産業における金融及びリスク管理に関連する課題に関する協議を促進するため、コーヒー産業における金融に関する協議のフォーラムを適当な間隔

で、他の関連機関と協力して開催する。フォーラムには、加盟国、政府間機関、金融機関、民間部門、非政府機関、利害関係を有する非加盟国及び関連の専門知識を有するその他のものの代表を含める。(第三十一条)

8 統計上の情報、研究及び調査(第十二章)

機関は、コーヒーの生産、価格、輸出、輸入、再輸出、流通及び消費に関する統計上の情報並びにコーヒーの栽培、加工及び利用に関する技術的な情報の収集、交換及び公表のためのセンターとして活動する。機関は、また、コーヒーの生産及び流通の経済的条
件等を含むコーヒー産業に関連する分野に関する研究及び調査の企画立案並びに技術的な報告書等の作成を促進する。(第三十二条
から第三十四条まで)

9 一般規定(第十三章)

- (1) 理事会は、新たな国際コーヒー協定について交渉することの可能性を検討することができる。(第三十五条)。
- (2) 加盟国は、コーヒー資源及びその加工の持続可能な管理に妥当な考慮を払う(第三十六条)。
- (3) 加盟国は、コーヒー産業に従事する人々の生活水準及び労働条件を自国の発展の段階に応じて向上させることに考慮を払う(第三十七条)。

10 協議、紛争及び苦情(第十四章)

加盟国が行うことのある申立てに関する協議並びにこの協定の解釈又は適用に関する紛争及び苦情の処理について規定している
(第三十八条及び第三十九条)。

11 最終規定(第十五章)

- (1) この協定は、平成十九年(二千七年)九月二十八日現在の票の配分において、加盟輸出国の総票数の三分の二以上を有する署名
政府及び加盟輸入国の総票数の三分の二以上を有する署名政府が、批准書、受諾書又は承認書を寄託した時に確定的に効力を生ず
る(第四十二条)。

- (2) この協定は、効力を生じた後、十年間効力を有する。理事会は、この協定の満了の日後についてこの協定の有効期間を一回又は
二回以上連続して(ただし、延長期間の合計は、八年を超えないものとする。)延長することを決定することができる。(第四十

(3) 署名、締結、脱退、留保、改正、この協定の正文等について規定している(第四十条及び第四十一条、第四十三条から第四十七条まで並びに第四十九条から第五十一条まで)。

12 附属書

二千一年の協定に定める煎りコーヒー、カフェイン抜きコーヒー、液状コーヒー及び可溶性コーヒーの生コーヒー相当重量を得るための換算係数について規定している。

13 国際コーヒー理事会決議第四百三十六号

機関を協定の寄託者に指定すること、機関の事務局長に対し、協定の原本等を保管し、並びに協定の原本の認証謄本を作成し、及び送付するよう要請すること等について規定している。

三 二千一年の協定との主要相違点

1 コーヒー生産者への支援の奨励及び促進

協定の目的にコーヒー生産者への支援の奨励及び促進が追加されるとともに、コーヒー産業における金融及びリスク管理に関連する課題に関する協議を促進するため、コーヒー産業における金融に関する協議のフォーラムが開催されることが規定された(第一条及び第三十一条)。

2 組織及び意思決定手続の簡素化並びに理事会の議決方法の変更

二千一年の協定において理事会の下に設置されていた執行委員会が廃止された。また、理事会の全ての決定及び勧告に関する議決について、加盟輸出国及び加盟輸入国の双方の過半数の票(特定の事項については三分の二以上の票)による議決から、加盟輸出国及び加盟輸入国の双方の七十パーセント以上の票による議決に変更された。(第六条及び第十四条)

四 協定の実施のための国内措置

- 1 この協定の実施のためには、新たな立法措置を必要としない。
- 2 この協定の実施のため、機関の運営予算に係る分担金を支払うための予算措置を必要とする。

(参考)

1 採択 平成十九年九月二十八日 ロンドンにおいて採択

2 効力発生 平成二十三年二月二日

3 署名国 四十七箇国及び欧州連合

アンゴラ、ベナン、ボリビア、ブラジル、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ、コロンビア、コンゴ民主共和国、コスタリカ、コートジボワール、キューバ、エクアドル、エルサルバドル、エチオピア、ガボン、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ホンジュラス、インド、インドネシア、ケニア、リベリア、マダガスカル、マラウイ、メキシコ、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ルワンダ、スイス、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、アメリカ合衆国、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ、欧州連合

4 締約国 平成二十七年二月一日現在 四十五箇国及び欧州連合

アンゴラ、ボリビア、ブラジル、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ、コロンビア、コスタリカ、コートジボワール、キューバ、エクアドル、エルサルバドル、エチオピア、ガボン、ガーナ、グアテマラ、ホンジュラス、インド、インドネシア、ケニア、リベリア、マダガスカル、マラウイ、メキシコ、ニカラグア、ノルウェー、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、フィリピン、ルワンダ、シエラレオネ、スイス、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、アメリカ合衆国、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ、欧州連合